

平成30年度税制改正

特例事業承継税制の創設 Part2

適用

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与等が対象

※平成35年3月31日までに特例承継計画の認定が必要です。

1. 対象者を大幅に拡大(複数人から1人、1人から3人等も対象)

現行の承継パターンは、「代表者から後継者のみ(1人から1人)」が対象ですが、特例では、承継パターンが拡大され、「複数人から1人」「1人から3人」への承継も対象になります。

現行

- 1人の先代経営者から1人の後継者へ贈与・
相続される場合のみが対象

特例

- 親族外を含む複数の株主から、代表者でもある
後継者(最大3人)への贈与・相続も対象
より幅広い承継パターンに対応!

2. 経営環境の変化に応じた新たな減免制度の創設(承継後の負担の軽減)

特例承継期間経過後に、経営環境の変化を示す一定の要件を満たし、特例認定承継会社の株式を譲渡するとき、同社が合併により消滅するとき、あるいは同社が解散するときには、その時点の株式評価額で納税を再計算し、納税猶予税額の一部を減免する制度が設けられます。

現行

- 経営環境の変化によって、売却や廃業時の株価が、承継時よりも下落していた場合でも、承継時の株価をもとに納税
→過大な税負担

特例

- 売却時や廃業時の評価額をもとに納税額を再計算し、承継時の株価をもとに計算された納税額との差額を減免
→税負担を軽減

3. 相続時精算課税制度の併用適用を拡充

前述①の「対象者を大幅に拡大」を受け、推定相続人以外の者への贈与について相続時精算課税の適用が認められます。相続時精算課税の適用範囲を拡大することにより、納税猶予が取り消されたときに過大な税負担が生じないようになります。

現行

- 相続時精算課税は、60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が対象

特例

- 事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与も相続時精算課税の対象
※贈与者の子や孫でない場合も適用が可能

出典：TKC事務所通信

中期経営計画教室のご案内

- 今月の開催日時：平成30年5月17日(木) 10:00~17:00 ※毎月第三木曜日開催
- 会場：ベイヒルズ税理士法人 セミナー室 (横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階)
- 参加費：弊社顧問先様 1日 30,000円、一般の方 1日 50,000円
- ※ 詳細のお問い合わせ、お申し込みは [045-450-6701](tel:045-450-6701) (担当MAS課)までご連絡ください。